

公立大学法人宮崎公立大学における個人情報の保護に関する規程

平成19年4月1日

規程第37号

公立大学法人宮崎公立大学が管理する個人情報の保護については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）及び宮崎市個人情報保護条例施行規則（平成14年宮崎市規則第37号）により市長が管理する個人情報の保護の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。